

名誉革命後イングランド議会における予算の審議過程 (Ⅱ) ——対フランス戦争と「軍事歳出予算」及び 「1年間援助金譲与法」導入を中心に——

佐藤 芳彦

- I 問題の所在
- II 仮議会[第1会期](1689年2月18日～8月20日)：1689年度予算審議
- III 仮議会第2会期(1689年10月19日～1690年1月27日)及び第2議会第1会期(1690年3月21日～5月23日)：1690年度予算審議(以上、82号)
- IV 第2議会第2会期(1690年10月2日～1691年1月5日)：1691年度予算審議(以下、本号)
- V 第2議会第3会期(1691年10月22日～1692年2月24日)：1692年度予算審議
- VI 第2議会第4会期(1692年11月4日～1693年3月14日)：1693年度予算審議
- VII 総括：名誉革命後における予算審議の歴史的位置

IV 第2議会第2会期(1690年10月2日～1691年1月5日)：1691年度予算審議

続いて、1691年度予算審議について検討していきたい。

(1) 勅語での庶民院への議定費要求、軍事歳出予算の提出と軍事議定費の議決

1691年度予算審議について、庶民院の財政統制の観点から、まず、注目すべきことは、(庶民院による財政的譲与金の排他的譲与の原則の実現過程を反映しつつ)「開院勅語」における財政的援助への言及が特に庶民院に向けられるという慣行が開始してくることである。

すなわち、1691年度初めの1690年10月2日、第2議会第2会期の「開院勅語」The King's Speech on opening the Sessionにおいて国王は、「貴族及び庶民院議員」My lords and gentlemen双方に向かって、前年度について次のように言及する。アイルランドについて「最早、イングランドに負担でない状態にアイルランドを鎮定するべく最善の努力をした」、この戦争の負担について、すでに「公的会計」を作成し庶民院に提出するべく命令しておいたので、それによって「譲与された資金を超過して、必要であるもの実際の不足」を知るであろう。また「その資金を、割り当てられた正当な時期に得ないこと」が、陸軍の支払で非常に延滞し、また海軍と兵站部双方のため備品が支給されるべく支給されないことの主要な原因であった」と。続いて、新年度について、「今や、現[対フランス]戦争が強力に遂行されないならば、どの国もより大きな危険に曝される」として言う、「この主題について、あなた方、庶民院議員達Gentlemen of the House of Commonsに、艦隊と陸軍の援助のために必要となるものの計算書[=1691年度歳出予算]を提出する」、また「私が自活しシビル・リストの費用を維持しうるように、私の収入の支払いにも配慮を勧奨する；収入は契約で縛られているので、それは来る11月1日以後すでにそれ

に賦課されている負債を支払うことに全く適用されねばならない；またそれ故に、現在の審議は陸軍の延滞金について行われねばならない、それを同様に諸君に提出させる；またその全てのために、私は十分に時宜にかなった議定費を望まねばならない」と。

このように専ら庶民院に向けられた議定費要求に対して、庶民院はどのように対応してくるのであろうか。新たな対応策の有無如何に注目していきたい。

8日、庶民院で、勅語に対する「奉答文」Addressesが決議されたのち、「議定費が両陛下に与えられる」旨の動議が出され、これを受けて翌9日、勅語で言及された軍事「計算書」=歳出予算が、今や（従来のような庶民院の上奏=要求なしに）王命によって、次のように提出された。

まず、「陸軍歳出予算」Army Estimateについて、陸軍支払長官Paymaster of the ArmyのラネラLord Ranelagh が本院に、王命によって、次年度の陸軍の目録乃至計算書を作成したこと、またそれ以上は国王自身の領土内で使用されないこと、また前記計算書の他に、陸軍が£800,000を延滞したことを伝えたくて、「次年度に維持する必要があると陛下が考える陸軍の目録」を提出した。この目録を合計して表示したのが、表2-1「1691年度陸軍歳出予算：次[1691]年度に維持する必要があると陛下が考える陸軍の目録」である[合計£1,910,560]。これが兵員数とその賃金のみ費用であること（つまり、後述するその他の備品等の費用を含まないこと）に留意しておきたい。これを受けて本会議は、「前記計算書の審議が、両陛下に与えられる議定費の動議の審議を付託した全院委員会に付託されること」を命じた。

表2 1691年度歳出予算

表2-1 1691年度陸軍歳出予算：次[1691]年度に維持する必要があると陛下が考える陸軍の目録

	隊Troops and Companies	人数	年間賃金
騎兵Horse合計	144	8,702	£605,102.14s.2d.
竜騎兵Dragoons合計	52	3,440	£142,808. 8s.
歩兵Foot合計	855	57,494	£1,162,648.14s.2d.
総計	1,051	69,636	£1,910,560. 7s.

表2-2 1691年度海軍歳出予算：1691年度海軍費用及び船舶建造のための歳出予算（兵站部が含まれる）

	人数	月数	
夏季艦隊	28,710	8	
冬季艦隊	51,150	5	
護送と巡洋艦、種々の月のため	7,071	13	
これは、13ヶ月に還元されると、29026人；金銭では			£1,603,636.10s.
海軍の通常経費			£100,000
3隻の3級船、8隻の火船、8隻のケッチKetchesをプリマス造船所で建造			£88,008.11s.6d.
合計			£1,791,695. 1s.6d.

次に「海軍歳出予算」Navy Estimateについて、海軍委員会Commissioners of the Admiraltyの1人であるリーSir Thomas Leeが王命によって、兵站部を含めて次年度のための海軍の歳出予算として、「1691年度のための海軍の費用及び船舶建造のための歳出予算；それに兵站部が含まれる」を提出した。これを表示したのが表2-2「1691年度海軍歳出予算：1691年度海軍費用及び船舶建造のための歳出予算(兵站部が含まれる)」である[合計£1,791,695]。これを受けて本会議は、「前記計算書の審議が、両陛下に与えられる議定費の動議の審議を付託した全院委員会に付託されること」を命じた。

続いて、「兵站部歳出予算」Ordinance Estimateについては、(兵站部役人の)リトルトンSir

Thomas Littletonが、前年度の「兵站部の会計」（具体的には、1688年1月から最近のヨハネの祭日Midsummer〔6月24日〕まで、兵站部で受領し支出したすべての金銭の計算書、及び備品価額の計算書）を本院に提出した〔但し、その計算書は『庶民院議事録』には記載されていない〕のち、次年度の会計については、（それは、軍事計算書がまだ調整されていない理由によって、粗で以外見積もりえないので）海軍の全費用のうちの1/8の部分と陸軍の1/5の部分が、前記サービスと関連して兵站部の費用のために、割り当てられることを求めた。

以上の歳出予算の提出〔陸軍・海軍歳出予算の合計は今や、£3,702,255である〕と付託を受けて、全院委員会に移行し、法務長官が委員長席に就いて審議し、その報告に基づいて、本会議は「アイルランドの完全鎮定、この王国の平和確保、そして強力なフランスとの戦争遂行のため、議定費が両陛下に与えられること」を決議した。

この議定費の金額について、まず、海軍費の場合、翌10日、全院委員会の報告を受けて、本会議は決議した、「本院に海軍委員会によって提出されたように、1691年度のために海軍の費用の歳出予算は、兵站部を含め、またそこで言及された新船舶をプリマス造船所で建造するためにも適切であること：また£1,791,695を超えない金額がその目的のために、両陛下に与えられる議定費の一部として、調達されること；また前記金額は前記用途に割り当てられること」と。議定費の金額とともに今や、その支出の割当も決議されたことに留意しておきたい。次に、陸軍費の場合、全院委員会の報告を受けて本会議は、13日に決議した、「アイルランドの完全鎮定と強力なフランスとの戦争遂行のため、次年度のサービスのため必要であると陛下が考えて本院に示したところの陸軍数である69,636人の陸軍の維持のために、ある議定費が両陛下に譲与されること」と。翌14日、続いて決議した、「次年度のサービスのため69,636人の陸軍を維持するため、また 将官、守備隊、兵站部、病院、臨時費 Contingencieのため、両陛下に譲与される議定費が£2,294,560〔内訳は、69,636人の維持費として(表2-1のように)£1,910,560.7s., 残りが将官以下の費用であることに留意〕であること」と。こうして、海軍の議定費と陸軍の議定費として、今や合計£4,086,255が議決されたのである。

(2) 議定費調達(財源)決議と11月10日「1,651,702ポンド18シリングの援助金」譲与法の成立

次に、この議定費を調達するための財源の審議に入り、16日、全院委員会の報告を受けて本会議は「両陛下に譲与される議定費を調達するために、月毎に£137,641.18s.2d.の査定税が、次の12月25日から始まる12ヶ月間、土地に賦課されること（「現在の援助金を両陛下に譲与するための法律」と題された両陛下治世初年〔の1689年3月21日〕に制定された法律における〔カウンティ〕割当Proportionsに従って）」を決議した、また翌17日、「(そのために)法案が上程されること：また同一物を作成し上程することが法務次官、法務長官、クラージズSir Tho. Clarges, ウォーガンMr. Serjeant Woganに勸奨されること」を命じた。

こうして23日、「12ヶ月間、月毎に£137,641.18s.2d.を調達する法案」が提出されて第1読会を読まれ、翌24日には、第2読会が読まれた後、全院委員会に付託されるとともに、本会議は〔従来の調達額をカウンティ「割当」によって割当=査定する援助金譲与に戻り〕「本院議員が本院に前記法案に挿入される各カウンティ、市、場所のための〔査定〕委員会の名前を提出すること」を命じた。加えて27日、全院委員会の報告を受けて、本会議は「前記全院委員会が前記法案に、前記査定税の一部分を海軍の用途に割り当てるための条項を上程すること：また同一物を作成することが法務長官と法務次官に勸奨されること」を命じた。こうして同法案に特定の割当条項が挿入されることになった。同法案はその後、11月3日に庶民院を通過し、8日、修正なしに貴族院を通過した。そして10日、同法案を庶民院議長は「陛下を効果的に援助するわれ

われの約束を効果的に履行するため、またフランスと強力に戦争遂行するため」の法案として陛下に提出して裁可を受け、同日、表1-3に表示したように、成立したのである。

同法、正式には、「1,651,702ポンド18シリングの金額の援助金を両陛下に譲与するための法律」⁴⁴⁾は、最初の制定する条項でカウンティ「割当」等を規定したのち、借入条項として、第XXXI条「人は本法に基づいて両陛下に金銭を年間7%で貸し付けてもよい」ことを規定している。借入利子は7%のみに戻っている。次に、特定の割当条項として、第XXXV条「本法によって調達される金銭から£1,000,000が水兵及び備品の支払いに適用される」ことを規定し、更に第XXXVIII条「財務府役人が前記£1,000,000の会計を別個に記帳すること」、第XXXIX条「海軍財務官が前記£1,000,000を保管し支出するための諸規則」、第XL条「そして海軍委員会がこのような金銭を支出するため海軍証書に署名するための諸規則」等を規定している。革命後の厳格な特定の割当条項が定着しているといえる⁴⁵⁾。

(3) 11月25日勅語での庶民院議員への追加的議定費要求と1691年1月5日追加的消費税関係法の成立

ところで、同法成立に続いて11月25日、庶民院議長は両院を通過したもう1つの法案を、「効果的にアイルランドを鎮定し、またフランスと強力に戦争遂行するのを可能にするため」の法案として陛下に提出し、それが裁可を受けて、「1年間、ビール、エールその他の酒類に対する消費税を倍加するための法律」⁴⁶⁾として成立した。続いて同じ25日、陛下は、「議定費に関する勅語」の中で、「あなた方、庶民院議員達Gentlemen of the House of Commonsが海軍と陸軍の急迫する要求のために、かくも多額の議定費を譲与するうえで示したところの迅速さ」に感謝を表明したうえで、同時に、「海軍と陸軍のために更に必要であるような追加的議定費」等を求めた。

この勅語を受けて、翌12月19日、全院委員会審議後、本会議は「両陛下に譲与される議定費のため、[陸軍・海軍議定費合計額たる]£4,086,255の金額を超えない金額の残額が、「・・・年間、ビール、エールその他の酒類に対する消費税を倍加するための法律」が満了する時から始まる、ビール、エールその他の酒類に対する追加的消費税のための法律」と題された両陛下の治世初年の[1689年6月22日に成立した]法律で言及されたところの、ビール、エールその他の酒類に対する消費税を倍加することによって、調達されること」を決議し、また「法案が前記決議に従って上程されること」を命じた。この決議に基づいて上程され、両院を通過して、翌1691年1月5日に成立したのが、表1-3に表示したように、「1年間、ビール、エールその他の酒類に対する消費税を倍加するための法律」が満了する時から、4年間、ビール、エールその他の酒類に対する幾つかの追加的消費税を両陛下に譲与するための法律」⁴⁷⁾である。

同法は、借入条項としての第XIII条「3分の2に基づく£1,000,000のための信用の条項」において、本法により財務府受領部に支払われる金銭の総額で3分の2の信用にもとづいて、人が両陛下

44) An Act for Granting an Ayd to Their Majestyes of the Summe of Sixteene hundred fifty one thousand seaven hundred and two pounds eighteene shillings (2 Will.& Mary, Sess.2.c.1).

45) この「1,651,702ポンド18シリングの金額の援助金」(First twelve month s'aid for 1691)の税収結果は、£1,613,747.9s.1d.であった。Cf. A.Browning,ed.,*op.cit.*,p.339.

46) An Act for doubling the Duty of Excise upon Beere Ale and other Liquors dureing the space of one yeare (2 Will.& Mary,Sess.2.c.3).

47) An Act for Granting to their Majesties severall Additional Duties of Excise upon Beere Ale and other Liquors for foure yeares from the time that an Act for doubling the Duty of Excise upon Beere Ale and other Liquors dureing the space of one yeare doth expire (2 Will.& Mary,Sess.2.c.10).

下に総額で£1,000,000を超過しない金額を年間7%の利子付きで貸し付けてもよいことを規定している。

更に、特定の割当条項としての第XIX条「本法の金銭の残りの、海軍及び3隻の戦艦建造への割当」において、次のように規定している。すなわち、(1) 借入に基づいてと同様に、本法によって賦課され支払われる金銭から、£700,000の金額が、1691年度海軍に仕える水兵への支払い、3級戦艦3隻の建造、海軍に支給される備品と糧食の支払い、海軍に関する兵站部の経費、及び海軍のその他の必要な用途に割り当てられること、また(2) 借入に基づいてと同様に、本法又は本議会会期のアイルランド鎮定又は対フランス戦争遂行のため両陛下に援助金又は議定費を譲与するその他の法律によって賦課され支払われる金銭から、(本法及び[先の1690年11月10日制定の]「1,651,702ポンド18シリングの金額の援助金を両陛下に譲与するための法律」)によって、水兵への支払いその他陛下の海軍に関連する支払に、前述のように割り当てられるもの以外に) £1,500,000の金額が、陛下の地上軍と陸軍の支払いに割り当てられること、更に(3) 前記諸法によって財務府に支払われ、本法で述べられた用途に割り当てられた金額を超える、その他すべての金額が、対フランス戦争遂行とアイルランド鎮定と前記戦争の理由による負債の支払に割り当てられ、どんなものであれその他の用途又は目的に割り当てられないこと、と。

このように、革命後の今や、アイルランド鎮定及び対フランス戦争のための多額の議定費調達のために、4年間に限定しての追加的消費税譲与法において、£1,000,000もの借入条項が規定されるのみならず、同法と同時に同会期のその他の援助金又は議定費法によって支払われる金銭すべてをも厳格に割り当てる、包括的な特定の割当条項が規定されるに至ったのである。

V 第2議会第3会期（1691年10月22日～1692年2月24日）： 1692年度予算審議

続く、1692年度予算審議においては、庶民院統制の観点からどのような進展があるのであろうか。

(1) 勅語、対フランス戦争遂行議定費の議決、3軍事歳出予算の提出、議定費(調達)財源決議
1692年度に入り、1691年10月3日、「リメリック条約」Treaty of Limerickが締結され、アイルランド鎮定が完了した後の22日、会期開始の「勅語」の中で国王は、「貴族と庶民院議員達」に向って、「アイルランド鎮定での成功」に続いて「次年度にフランスとの戦争遂行のための最良で最も効果的な財源」の審議を求めつつも、具体的には、再度、改めて「貴族と庶民院議員達」に向って、「次年度に強力な1艦隊を持つこと」、また「65,000人」以下ではない「非常にかんりの陸軍」の必要を求めた。従って、前年度の場合のような「庶民院議員達」のみへの言及は継承されなかったのであるが、続く議定費審議において、表1-4に表示したように、海軍と陸軍に加えて、今や、兵站部の歳出予算が提出され、庶民院議事録にも記載されてくることに注目していきたい。

まず27日、庶民院では「国王への奉答文」として、「本院が、強力な対フランス戦争遂行で彼らの権能の最大限にまで陛下を援助すること」を決議したのち、30日、「強力な対フランス戦争遂行のため議定費が両陛下に譲与される」旨の動議が出され、全院委員会での議定費審議を開始した。翌11月6日、審議報告を受けたのち、本会議は「強力な対フランス戦争遂行のために議定費が両陛下に譲与されること」を決議し、これに続いて、「諸会計が国王から望まれる」とし

て、「艦隊との関連で次年度のサービスのため軍事計算書が本院に提出されること」、また「地上軍との関連で次年度のサービスのため軍事計算書が本院に提出されること」を命じた。このような庶民院の要求を受けて、9日、「諸会計要求への回答」として、オンズローSir Rich. Onslow が「海軍費用の歳出予算」、ラネラLord Ranelagh が「地上軍目録」を提出した。これを集計しつつ表示したのが、表3-1「1692年度海軍費用の歳出予算」(£) [合計£1,855,054] と表3-2「陸軍歳出予算：次[1692]年度陛下が維持する必要があると考える軍隊の目録」 [合計£1,805,671]である。

表3 1692年度軍事歳出予算

表3-1 1692年度海軍費用の歳出予算 (£)

海軍の通常歳出予算の費用	100,000
1人1ヶ月£4.5sで、13ヶ月間、海上で船舶に仕える30,000人のため、賃金、糧食、摩損と兵站部備品の費用	1,657,500
各々1ヶ月£40で、7ヶ月間、主要艦隊に付随する30隻の賃貸ケッチKetchの運送、糧食、賃金のため	8,400
各々1ヶ月£300で、7ヶ月間、前記艦隊に付随する4隻の賃貸病院船の運送、糧食、賃金のため	8,400
各々£7,216で48砲の4級船を4隻建造し艀装し、4ヶ月間水夫長、營繕係、海上備品の費用	28,864
ポーツマスに石とトラッス製の1つの乾ドックと2つ係船渠を建造する費用	15,890
2つの海兵連隊の費用	30,000
主要艦隊が停泊中、大型船の50人の司令官、50人の副官と50人の船長の休職給の費用	6,000
合計	1,855,054

表3-2 陸軍歳出予算：次[1692]年度陛下が維持する必要があると考える軍隊の目録

	隊数	人数	年間賃金
騎兵合計	131	8070	£561,640. 7s. 4d.
竜騎兵合計	52	3,440	£142,808.18s.
歩兵合計	809	53,414	£1,101,222. 9s.10d.
総計	992	64,924	£1,805,671.15s. 2d.

表3-3 1692年度兵站部で地上軍のための軍事費用の歳出予算

合計	£254,603.16s. 3d.
----	-------------------

続いて、本会議は「前記歳出予算と目録の審議が、強力な対フランス戦争遂行のため両陛下に譲与される議定費を更に審議する全院委員会に付託されること」を命じた。海軍については、この全院委員会報告を受けて本会議は、「(クラーجزSir Tho. Clarges他からなる)委員会が、本院に提出された1692年度のための海軍費用の歳出予算を検査する；またその意見を本院に報告するために設置されること」を決議した。そして12日、全院委員会報告を受けて本会議は、「強力な対フランス戦争遂行のため、両陛下に譲与される議定費のために、昨年11月17日から1年間、ビール、エールその他の酒類のために支払われた消費税の方法による税が、当該11月17日から1年間、継続されること」を決議し、「法務長官が前記決議に従って法案を作成し上程すること」を命じた。こうして18日、「議定費法案；消費税」として、法務長官が「1年間、ビール、エールその他の酒類に対する一定の賦課金を両陛下に譲与する法案」を提出し、第1読会を読まれた。

陸軍については、19日、ラネラが王命によって、本院に提出された歳出予算で言及された地上軍の配置(イングランド10,916人、アイルランド12,960人、スコットランド2,038人、西インド960人、総計26,874人)を知らせたのち、その審議が全院委員会に付託された。その全院委員会報告を受けて、本会議は「王国の平和確保と強力な対フランス戦争遂行のため、1692年度のサービスのため、[陸軍歳出予算に記載されたように] 64,924人の陸軍が必要であることを」を決議し

た。続いて、25日、全院委員会報告を受けて本会議は、アイルランドに関しては「1692年度のためにアイルランドで雇用される士官と兵士の賃金が国王チャールズ2世の治世にあったのと同様の方法と割合であること」、また「1692年度のためにアイルランドで継続することが意図された12,960人はその数の士官と兵士からなること」を決議したのち、命令として「(法務長官他からなる)委員会が1692年度のためにアイルランドでの陸軍の費用、またその王国がその費用の援助のためどれほど拠出しうるかを審議するために設置されること」を命じた。続く審議については後述する。

兵站部については、28日、リトルトンSir Thomas Littletonが「1692年度のために兵站部で地上軍のための軍事費用の歳出予算」を提出し、これは全院委員会に付託された。それを表示したのが、表3-3「1692年度兵站部で地上軍のための軍事費用の歳出予算」[合計£254,603]である。こうして、今や、3つの軍事関係歳出予算が提出され、記載されたのである。その総計は£3,915,328になる。

(2) 対フランス戦争遂行議定費調達(財源)の議決と12月31日「1,651,702ポンド18シリングの援助金」譲与法の成立

次に議定費を調達する財源の審議に入り、翌12月4日、全院委員会報告を受けて本会議は、[前年度と同様に「割当」による援助金譲与として]「強力な対フランス戦争遂行のために両陛下に譲与される議定費のため、12ヶ月間、月毎に£137,641.18s.2d.の査定税が土地に賦課されること(両陛下に、1,651,702ポンド18シリングの金額の援助金を譲与するため両陛下の治世2年[=1690年11月10日]に作成された法律での[カウンティ]割当に従って)」、また「前記月毎査定税は1691年12月25日から始まること」を決議したのち、「法案が前記決議に従って上程されること；またそれがクラージズSir Tho. Clarges, マスグレーヴSir Christopher Musgrave, 法務長官, シーモアSir Edw. Seymour, 法務次官又はそのうちの3人に付託」されることを命じた。こうして12日、「議定費法案：地租」として、法務長官が「フランスとの強力な戦争遂行のため、土地に対する1,651,702ポンド18シリングの金額を両陛下に譲与するための法案」を提出した。

続く、両議定費法案の庶民院通過、続いて(修正なしでの)貴族院通過後に、まず12月24日、「議定費法案：消費税」が、「1年間、ビール、エールその他の酒類に対する一定の賦課金を両陛下に譲与するための法律」⁴⁸⁾として成立し、続いて12月31日、「議定費法案：地租」が、「フランスとの強力な戦争遂行のため、1,651,702ポンド18シリングの金額の援助金を両陛下に譲与するための法律」⁴⁹⁾として成立した。この場合、成立に先立つ、庶民院議長の演説は記載されていない。

後者の「1,651,702ポンド18シリングの金額の援助金」譲与法の場合、最初の制定する条項でカウンティ「割当」等を規定したのち、借入条項として、第XXXVIII条「人は本法に基づいて金銭を年間7%で両陛下に貸し付けてもよい」旨を規定し、更に特定の割当条項として、第XLII条「本法によって調達される金銭から£1,000,000が水兵と備品、兵站部、その他必要な海軍軍務の支払いに適用される」旨を規定している⁵⁰⁾。

48) An Act for granting to Their Majesties certain Impositions upon Beere Ale and other Liquors for One Year (3 Will.& Mary.c.1).

49) An Act for granting an Aid to Their Majesties, of the Sum of Sixteen Hundred Fifty-one Thousand Seven Hundred and Two Pounds, Eighteen Shillings, towards the carrying on a vigorous War against France (3 Will.& Mary.c.1).

(3) 対フランス戦争遂行の地上軍議定費(調達)財源の議決と1692年2月24日四季每人頭税の成立

陸軍についての続く審議として、翌1692年1月4日、全院委員会報告を受けて本会議は、「£1,935,787.16s.3d.を超えない金額が、アイルランドの収入から償われる£165,000と一緒に、フランスとの強力な戦争遂行のため、1692年度のサービスのため地上軍のための金額であること」を決議した。

この議定費を調達する財源については、「議定費法案：ローワインズ」等に加えて)直接税として、18日、「強力な対フランス戦争遂行のため、税が1年間四季每人頭税によって両陛下に譲与されること」が決議され、こうして27日、「従来の単一人頭税Single Pollsと異なる四季每人頭税Quarterly Pollsである」議定費法案：人頭税が提出され、庶民院通過後、(修正なしに)貴族院を通過したのち、翌2月24日、「フランスとの強力な戦争遂行のため、1年間、四季毎に支払う人頭税によって金銭を調達するための法律」⁵¹⁾として成立した。この場合にも、成立に先立つ、庶民院議長の演説は記載されていない。

同法は、最初の制定する条項で「全ての人によって四季毎に支払われる4シリングの譲与」等を規定するのみで「従来のように人的財産や公的役職に対する課税規定がなく」、また第VI条「聖俗貴族」で「この王国の各聖俗貴族が・・・1692年5月3日に10ポンド、8月3日に10ポンド、11月3日に10ポンド、そして翌1693年2月3日に10ポンドを支払う」旨を規定する以外に、特に貴族の自己課税権等に関する規定はない。従って貴族院は修正等を必要としなかったのである。(なお、本税は最初の四季每人頭税であるが、その主要な課税諸規定の詳細については、1641年以来の単一人頭税の諸規定との対比で、また続く同様な四季每人頭税のそれとともに、表示したところの、表4「人頭税一覧、1641～1698年」⁵²⁾を参照されたい。)

また借入関係条項としては、第XXXI条「もしも徴収される金銭が[次節で後述するように、調達するべく意図された]£1,341,700に達しないならば、両陛下又は彼らの命令によって財務府が借入によって不足額を埋め合せてもよい」こと、「このような借入が財務府の信用一般に賦課される」ことを規定し、続いて第XXXII条「このような借入と年間7%の利子が次[年度]の援助金から返済される」ことを規定している。

この四季每人頭税の結果は、[意図された£1,341,700との対比でいえば、僅かに]実に£579,178.11s.2.5d.⁵³⁾のみであり、こうして次年度には新たな援助金又は借入方策が検討=提案されてくるのである⁵⁴⁾。

50) この「1,651,702ポンド18シリングの金額の援助金」(Second twelve month s'aid for 1692)の税収結果は、£1,613,874.13s.5d.であった。Cf. A.Browning,ed.,*op.cit.*, p.339.

51) An Act for raising money by a Poll payable quarterly for One year for the carrying on a vigorous War against France (3 & 4 Will. & Mary.c.6).

52) この表4に記載した人頭税のうち、前掲拙稿「王政復古期イングランド議会における予算の審議過程」及び本稿で、まだ言及していないものの制定法についていえば、最初の1641年税の場合、同年6月18日制定の「陸軍を解隊し、イングランドとスコットランドの2王国を平和にするための金銭の迅速な支給のための法律」An Act for the speedie provision of money for disbanding the Armies and settling the peace of the two Kingdomes of England and Scotland (16 Car.I.c.9)、また最後の1698年税の場合、同年7月5日制定の「1年間、四季每人頭税によって、援助金を陛下に譲与するための法律」An Act for granting to His Majesty an Aid by a Quarterly Poll for One Year (9 & 10 Will.3.c.38)である。

53) Cf. A.Browning,ed.,*op.cit.*,p.340.

54) なお、1692年度予算審議過程においては、「抗命処分法」は制定されていない。

営業	£5 £2	£10 £2	£10 10s.	£10 10s. £2.10s.	£4 £2	£4 £2	£4 £2
1. フリーマンでないロンドン商人 2. ロンドンに住むイングランド没収財産管理人 3. ロンドンで年£30以上に値する家屋に住む小売店主、職人等 4. ロンドンで内科又は外科の開業者 5. 広範なロンドン役職者、同業組合員等 6. 貿易商人と貿易商人ブローカー 7. 元本価値£300以上の財産をもつ商人、店主、ワイン商人 A = 細工人	[20]	[22]					
外国人	£40 £10 £5 5s.	£40 £10 £5 10s.	£10	£10	£10		
1. 外国人商人 2. 騎士身分の外国人商人 3. 海外貿易をする外国人商人 4. イングランドで営業する外国人商人 5. 世帯を持つ外国人小売店主、職人等 6. ユダヤ人 (1690年: 16歳以上) 7. ユダヤ人商人 8. ユダヤ人ブローカー							
役職	£10	£10	15% H	15% 10% 10%	15% 5% 15% 15%	5% 5% 15%	
1. 年£10以上を受けける国王役職保有者 (王室下僕除く) 2. 年£20以上の国王からの年金受領者 H = 所得制限なし 3. (軍務を除く) 公的役職、雇用等からの所得 4. 月毎査定税を課税される役職保有者等の所得 5. 月毎査定税を課税されない役職保有者等の所得 6. 法律家等及び医者の所得 7. 広範な種々の法的及び関連する役職保有者 8. 種々の法律家と法的役職保有者等	[27]	[55]			£1*	£4	£4
その他							
1. 下僕貨幣資金 (食事と部屋を含まない) V = 年£3以下 2. 下僕貨幣資金: 年£3以上 3. 東インド・ギニア会社株式の元本価値 H = 及びハドソン湾会社 4. ニューリバー会社株式の年価値 O = 及びその他の3つの水運会社と1つの印刷会社 5. 民兵のための馬と騎手を調達する者 6. 民兵用馬を調達しないが、四輪馬車又は二輪馬車を維持する者 7. 各貸し馬車 S = 又は駅馬車			5% 1% 10%	25% V 5% 2% H 10% O	£4 £4 £5 S	£4 £4 £4	£4 £4

* = 見直し法等に含まれる。

[T.Arrell, "An Examination of the Poll Taxes of the Later Seventeenth Century, the Marriage Duty Act and Gregory King", in *Surveying the people: the interpretation and use of document sources for the study of population in the later seventeenth century*, edited by Kevin Schurer and Tom Arkell, 1992, pp.144-151, 等より作成。]

VI 第2議会第4会期（1692年11月4日～1693年3月14日）： 1693年度予算審議

さて、当該期予算審議の完成期と想定してきた1693年度予算審議については、勅語に続く歳出予算の提出、それに基づく1年間を限度とする援助金議と関連の諸法案の審議という、これまでの予算審議が集大成されてくるのみならず、その過程で貴族の自己課税権について最終的決着がつけられるとともに、新たに国債が創設されてくるので、幾分立ち入って、検討していきたい。

(1) 勅語での庶民院への議定費要求、対フランス戦争遂行議定費の議決、3軍事歳出予算の同一日提出、海軍・陸軍議定費の議決

1692年11月4日、貴族院での会期開始の「勅語」のなかで、国王は、「貴族と庶民院議員達」に向って、「現戦争遂行のために諸君が与えた多額の議定費に感謝する」とともに、「諸君の助言と援助によって、フランスの過度の支配力に対してわれわれの共通の利益を支持するために最も適切であるような措置をとりたい」旨を表明したのち、(庶民院議員のみに向って)「次の作戦に備えて、フランスは非常なる努力により海上での損失を回復しつつあり、また地上軍をかなり増加するべく企図している；このことは、われわれの安全のために、われわれが昨年有したのと少なくとも同じほどの軍隊を海上と地上で維持することを絶対的に必要としている：それ故に、私は、あなた方、庶民院議員達に、このように非常に大きな要求に適した議定費を求めねばならない」と、求めた。加えて、「王国から海外での軍隊の支払いのため多額の金銭を送る不都合さは実にはかなりのものである；またそれが除かれることを欲するので、もしも諸君がこの不都合を軽減する、軍隊援助のための方法を提言しうるならば、当然にも満足してそれを受ける用意がある」旨をも表明した。

このように「勅語」での国王による「庶民院議員達」のみに向っての議定費要求が改めて導入され、以後これが慣例化してくるのであるが、これに対して庶民院は改めてどのような対応をしてくるのであろうか。順次検討していきたい。

まず、このような勅語を受けて、10日、庶民院は、特に「陛下のすべての敵に対して、本院が常に政府を支持して助言し援助すること」を表明する「勅語奉答文」Address on the King's Speechを全院一致で決議した。続いて、15日、「強力な対フランス戦争遂行のため、議定費が両陛下に譲与される」旨の動議が出され、これに基づく全院委員会審議後、その報告を受けて、22日、本会議は、「強力な対フランス戦争遂行のため議定費が両陛下に譲与されること」を決議し、続いて「陛下が海軍と地上軍に関連して1693年度のための軍事計算書A State of the warを本院に提出すること」を命じるのを求める上奏文が、枢密院議員であるような本院議員によって提出されることを決議した。

この庶民院からの上奏=要求に基づいて、25日、「海軍歳出予算」として、フォークランドLord Falklandが王命により、「1693年度のための海軍費用の歳出予算」を提出した。これを集計して表示したのが表5-1「海軍歳出予算：1693年度海軍費用の歳出予算」である[合計£2,077,216]。また「陸軍歳出予算」として、ラネラLord Ranelaghが王命により、「1693年度のサービスのためイングランド、スコットランド、そして海外で維持することが必要であると陛下が考える地上軍の目録」を提出した。これを、覚書での追加を含めて集計して表示したのが

表5-2「陸軍歳出予算：1693年度地上軍の目録，及び将官等」である[合計£2,127,851]。本会議は両予算である「前記歳出予算と目録」を全院委員会に付託することを命じた。続いて、「兵站部歳出予算」として，リトルトンSir Thomas Littleton が王命により，「1693年度のため兵站部での軍事費用の歳出予算」を提出した。これを集計して表示したのが表5-3「兵站部歳出予算：1693年度兵站部軍事費用の歳出予算」である[合計£739,886]。本会議はこの「前記歳出予算」も全院委員会に付託することを命じた。以上の3軍事歳出予算の合計は実に£4,944,953という巨額に達することに留意しておきたい。

表5 1693年度軍事歳出予算

表5-1 海軍歳出予算：1693年度海軍費用の歳出予算（£）

通常歳出予算の費用	100,000
1人1ヶ月£4.5s.で，13ヶ月間，海上で船舶に仕える33,010人のため，賃金，糧食，摩損と兵站部備品の費用	1,823,802.10s.
各々1ヶ月£40で，9ヶ月間，主要艦隊に付随する30隻の賃貸ケッチKetchの運送，糧食，賃金のため	8,400
各々1ヶ月£300で，5隻（うち4隻は7ヶ月間，主要艦隊に同行する，また他の1隻は13ヶ月間，西インド小艦隊に同行する）の賃貸病院船の運送，糧食，賃金のため	12,300
プリマス近くのヘイマスの海軍置場に士官用住宅，備品家屋，仕事を建築し仕上げ，また前記置場を壁で囲む等の費用	23,406
各々£2,727で，4隻の爆弾船を建造する費用のため	10,908
1693年のための2つの海兵連隊の費用のため	30,000
各々£8,550で，各48砲の4級船を8隻建造し艤装し，8ヶ月間水夫長，管轄係，海上備品の費用	68,400
合計	2,077,216.10s.

表5-2 陸軍歳出予算：1693年度地上軍の目録，及び将官等

	隊数	人数	年間賃金
騎兵合計	119	8,130	£471,569.7s.1d.
竜騎兵合計	36	2,480	£100,253.6s.8d.
歩兵合計	656	43,952	£876,909.12s.10d.
総計	811	54,562	£1,448,732.6s.7d.
覚書：上述総計に加えて次が必要である。将官のため等，合計			£679,119.13s.1と1/2d.
上記目録と前述の総計			£2,127,851.19s.8と1/2d.

表5-3 兵站部歳出予算：1693年度兵站部軍事費用の歳出予算

海上サービスのため，合計	£419,811.19s.1と1/2d.
地上サービスのため，合計	£320,075.10s.11d.
総計	£739,886

このような議定費の審議に先立ち，前年度関係の審議のため，収入面について本会議は，同日，「[前会期の]人頭税[法]に基づく借入」について，「大蔵委員会が人頭税に基づいて調達，及び借り入れたものを本院に提出すること」，また「収入等」について，「大蔵委員会が歳入の計算書を本院に提出すること（またそれによる，またそれに対する，借入，負債と年金とともに）」を命じ，そして29日，提出された「諸会計の審議」をも全院委員会に付託した。

続いて言及しておくならば，このような全院委員会審議の報告をうけて，12月3日，本会議は「[前会期の]四季每人頭税法によって調達することが意図された£1,341,700の金額を埋め合わせるため[借り入れた]£750,000の金額を超えない金額が両陛下に譲与されること」を決議し，こうして翌1693年2月22日，「議定費法案：人頭税」として「四季每人頭税を見直すための法案」が提出され，3月8日，庶民院を通過し，また10日，修正なしに貴族院も通過し，こうして3月14日，「現議会の昨年の会期に陛下に譲与された四季每人頭税の見直しのための法律」⁵⁰⁾として成立したのである。

同法は、借入関係条項としての第V条「もしも本法下に支払われる金銭が[意図される] £300,000に達しないならば」では「財務府が財務府の信用一般に基づいて不足額を借り入れてもよい」旨を規定し、続いて、第VI条「そのように借り入れられる金銭は3か月毎に年間8%の利子を受け、それは次[年度]の援助金から返済される」ことを規定している。今や、借入には従来の7%ではなく、より高い8%の利子が必要になっていた。

さて、議定費について、12月1日、本会議はさらに「海軍委員会が1693年度のために雇用されるような船舶の目録を本院に提出すること」を命じ、これを受けて3日、フォークランドが「1693年度に海上で雇用される船舶の数と等級の会計」を提出した。

議定費のうち、まず海軍議定費については、2日、全院委員会審議の報告を受けて、本会議は「強力な対フランス戦争遂行のための議定費の1部として、1693年度の家軍費用（兵站部費用、及びプリマス近くのヘイマスHamoseの家軍置場の完成、4隻の爆弾船と4級新船8隻建造を含む）のため、£1,926,516.10sが両陛下に譲与されること」を決議した。

次に陸軍議定費については10日、全院委員会審議の報告を受けて、本会議は「1693年度のサービスのため地上軍費用（地上サービスとの関連で兵站部の通常ならざる費用、運送、病院、非常事態の費用、及び通常ならざる陸軍費用を含む）のために、£2,090,563.19 s.6 d.を超えない金額が両陛下に譲与されること」を決議した。加えて、勅語での言及を受けて、「イングランド産品を陸軍に支給する」として、「(テンブルSir Richard Temple他からなる)委員会が、鑄貨の輸出を阻止するために、海外における陸軍が賃金を本王国製のパンその他支給品で支給する方法を審議し、その意見を本院に報告するために設置されること」を決議した。この海軍・陸軍議定費の合計は実に約£4,017,080である。

(2) 議定費(調達)財源の決議

以上の議定費を調達する財源について、まず13日、全院委員会審議の報告を受けて、本会議は「再度、ポンド当たり税率による援助金譲与に戻り」[両陛下に譲与される議定費のため、1年間ポンド当たり4シリングの£当たり税率a Pond Rateが、すべての土地、保有財産及び相続可能財産]に対して、その本当の年価値true yearly Valueに従って、賦課されること」を決議した。続いて、15日、全院委員会での更なる審議後、本会議において、その委員会における次のような地租(=ポンド当たり4シリング援助金)及び借入(=後述する、£1m.のトンチン年金公債創設)関係の決議を報告した。

すなわち、1「両陛下に譲与される議定費のため、すべての人的財産(家財、家畜Stock upon Land以外の)、また利益のあるすべての役職と雇用(陸軍と海軍での軍事役職以外の)に対して、その本当の年利得に従って、1年間、ポンド当たり4シリングの賦課があること」、2「両陛下に譲与される議定費のため、年間£70,000の資金が、£1 m.の金額を任意に支払う[=貸し付ける]人々によって調達される£1 m.の利子支払いのために別にされる；また同一物を支払う人々は、彼らの生涯間、前記£70,000のうちの彼らそれぞれの割合を、彼らによって支払われる金額に従って、生存者権Survivorshipの利点をもって、すべての生涯が終了するまで、受領すること」、3「前記資金は1697年5月17日までは世襲的消費税から、また以後は、ビール、エールその他の酒類に対する追加的消費税のための法律と題された、両陛下治世初年の[1689年6月22

55) An Act for Review of the Quarterly Poll granted to Their Majesties in the last Session of this present Parliament (4 & 5 Will.& Mary.c.14).

日に成立した]法律における割合に従って、ビール、エールその他の酒類に対する追加的消費税によって得られること」、4「£ 1 m.が1693年6月24日以前に前記資金に基づいて支払われない場合、残額は年間7%を超過しない利子で集められ、議会によって両陛下に譲与される次[年度]の援助金からその貸付者に支払われること」、と。

以上の決議報告に、本会議は「同意」したのち、「[地租]法案が、本院の各決議に基づいて、土地及び人的財産に対するポンド当たり4シリングの賦課のため上程されること」、「[消費税]法案が、前記の各決議に基づいて、前記の年間£70,000の資金に関して上程されること」を命じ、そして前記諸法案を作成し上程することが法務長官、マズグレーヴSir Chr. Musgrave、法務次官、フォーリー Mr. Foley、クラージズSir Tho. Clargesに付託された。

(3)「議定費法案：地租」と「議定費法案：消費税」の提出と庶民院通過

これを受けて、まず「議定費法案：地租」として、22日、法務長官が「1年間、ポンド当たり4シリングの援助金を両陛下に譲与する法案」を提出し、その第1読会が読まれ、翌23日、第2読会が読まれて全院委員会に付託された。全院委員会報告を受けて本会議は、翌1693年1月2日、「法務長官が前記法案に追加される借入条項a Borrowing Cloaseを作成し、前記委員会に提出すること」、また3日、「本院議員がいつものように前記法案に挿入される各カウンティ、市及び場所のための[査定]委員会の氏名を作成し提出すること」、続いて5日、「前記委員会が、四季每人頭税法案の信用で借り入れられた£750,000の金額を、前記[地租]法案の信用に移して負担させるための条項を作成し、前記法案に追加すること」をそれぞれ命じたのち、13日、法案が第3読会を読まれ、庶民院を通過して貴族院に送付されたのである。

同法案の貴族院審議に先だち、もう1つの「議定費法案：消費税」についていえば、10日、法務長官が、「消費税から年間£70,000の資金を、1693年6月24日以前に任意の支払[＝借入]によって調達される£1,000,000の利子を支払うために、設定する；また同一物を支払う人々は、生存者権の利点付で、前記の年間£70,000のうちのそれぞれの割当を、生涯間、受領する」ための法案を提出し、その第1読会が読まれた。13日、第2読会が読まれて全院委員会に付託されるとともに、それに「前記法案によって調達される金銭の貸付advancingを鼓舞するように、拠出者間で毎年分割される[£70,000の利払]資金に関して[期日の]空白を埋める権利を持つこと」が指示された。そして20日、法案が第3読会を読まれ、庶民院を通過して貴族院に送付されたのである。

(4)「貴族」身分の自己課税権剥奪と1693年1月20日「ポンド当たり4シリングの援助金」譲与法（＝地租法）の成立

さて、貴族院での「地租法案」審議については、封建王政以来の「貴族」身分の自己課税権との関連で特に注目に値する。まず、1月13日、庶民院から送付された「強力な対フランス戦争遂行のため、1年間、ポンド当たり4シリングの援助金を両陛下に譲与するための法律」の第1読会が読まれた。翌14日、その第2読会が読まれたのち全院委員会に付託された。16日、全院委員会審議ののち、本会議でのゴドルフィンLord Godolphinによるその報告、すなわち、「本委員会は、貴族が自らその役職と人的財産を査定し、またそれ自身の徴収者を指名する1条項が追加されること以外、修正なしに本法案を通過させた」という報告に、本会議は「同意」し、そして査定委員Commissionersとなる貴族を指名した。翌17日、本会議でゴドルフィンは「[地租]法案に追加される1条項を作成したこと；本法案は[1年間、ポンド当たり4シリングの援助金が]四季毎に支払われることを命じるので、以前の法律と異なること」を報告し、また「埋

めるべき空白を、1693年3月25日で埋めること」を提案した。それに本会議は「同意」して、法案の第3読会が読まれ、「貴族が自らその役職と人的財産を査定し、またそれ自身の徴収者を指名する」但書Provisosが法案に追加されることに「同意」したのち、法案がこの但書付きで通過することを決議して、それを庶民院に返付したのである。

これを受けて、庶民院では、同17日、貴族院が修正付きで〔地租〕法案に同意した旨が報告されたのち、その修正が次のように読まれた。すなわち、「但し、本法によって、その役職又は人的財産のために査定されるすべての貴族は、王璽尚書Lord Privy Sealペンブルック伯爵Thomas Earl of Pembroke・・・[他25人の貴族]又はそのうちの5人によって査定されること・・・。また但し、本法によって本王国の貴族が賦課される各自の査定額と税は貴族によって指名される1人の徴収者Collectorによって受領される：前記徴収者は同一物を1693年3月25日以前にウエストミンスターにおける陛下の財務府受領部に支払わせることが宣言されること」と。

庶民院は、前記修正において貴族院に同意することを「否決」したのち、「(シーモアSir Edw. Seymour他からなる)委員会が、貴族院との協議会で提出されるところの、前記修正において貴族院に同意しない諸理由を作成するために設置されること：前記委員会が直ちに退出して同一物を作成すること」を決議した。この委員会からの報告として、クラージズは「貴族院に同意しない諸理由」を次のように読んだ、「国王に議定費を譲与する権利は、憲法の本質的部分として、庶民院のみに存する；事柄、方法、尺度そして期間に関する、このような譲与の限定は庶民院のみに存する；それが基本的に庶民院で決定されることが非常によく知られているので、そのための諸理由を与えることは、われわれの先祖によってその権利の弱体化であると考えられた；また本法案に加えられたところの、貴族院によって返付された条項はそれの明白な違反である」と。

本会議は、末尾の語句を「違反」Violationからより強い「侵害」Invasionに修正した上で、これに「同意」した。「選挙」後の新議会＝庶民院による「国王に議定費を譲与する権利」の主張として、このように修正した理由こそが、結局、封建王政以来の「貴族」身分の自己課税権の剥奪に至る理由書となるのである。

翌18日、両院協議会后、庶民院ではクラージズが、同協議会に出席して、貴族院による本法案への修正で貴族院に同意しない庶民院の諸理由を提示したことを報告した。

他方、貴族院では、王璽尚書が報告した、「庶民院は言う、本〔地租〕法案に対して貴族院によって加えられた但書に同意しえない」と。これを受けて、「本議会で召集された聖職貴族と俗貴族によって、庶民院との本日の協議会の報告が明日審議されることが命じられた」。翌19日、貴族院⁵⁶⁾は、協議会報告について、「討論の自由」のため、委員会に移行し、そこで長い時間が費やされたのち、本会議において、まず「この議題が特権委員会に付託される」旨の動議が「否決」(賛成は、モンタギューMontagu 以下27名)され、続いて、「本院が当該条項を取り消す」旨の動議が「可決」(反対は、モンタギュー以下21名)された。

これを受けて、「庶民院との協議会で、貴族院がこの援助金法案[＝地租法案]に追加した条項を取り消す際に、提出されること[＝理由]を審議するための貴族院委員会が本院によって設置された」。翌20日、同委員会からの報告として、ロチェスターEarl of Rochesterは「協議会で提出される、貴族院が修正を取り消し、金銭法案で修正する彼らの権利を主張する諸理由」を次のように読み、そして本会議はそれに「同意」した。

すなわち、「(1) 貴族院は最近の協議会で庶民院によって提出されたことに決して同意しえな

56) 出席者は、聖職貴族20人、俗貴族74人の計94人である。

い；何故ならば、彼らの人的財産のため自らに課税するうえで以前の時期における多くの先例のほか、彼らは「1690年4月23日に成立した」「アイルランド鎮定とフランスとの戦争遂行のため人頭税及びその他によって金銭を調達する法律」と題された法律で非常に最近の事例を持つからである；そこで彼らは彼らの人的財産に課税するため彼ら自身の委員会を指名した。(2) また何故ならば、彼らは庶民院から送付された諸議定費法案において諸修正及び査定額の減額をすることが貴族院の基本的で固有の疑いのない権利であり、それを貴族院は決して止めないからである；それ故に彼らはこの機会にもそれを主張する義務があると考えた。(3) しかし、この法案について2院間の相違がその成立のうえで、現在の緊急事態において最も致命的結果を持つことを考慮して、貴族院は今回彼らの但し書きに固執することを適切とは考えない」と。

こうして、同20日、国王が貴族院に出席し、庶民院議長が「援助金法案に関連して短い演説をした」後に、裁可をうけて、この法案が成立したのである。

本法、正式には、「フランスとの戦争遂行のため、1年間、ポンド当たり4シリングの援助金を両陛下に譲与するための法律」⁵⁷⁾は、最初の制定する条項で「現金、債権、財貨又はその他どんなものであれ人的財産Personal Estateをもつ全ての人、法人等が、借入金と不良債権を控除し、また家畜と家財及び株式を除き、財貨の[年価値の]ポンド当たり4シリング、[資本価値の]100ポンド毎に24シリングを支払う」こと、第II条「(陸軍又は海軍における有給の軍人を除き) 利得ある役職又は雇用を持つ人が、俸給又は利得についてポンド当たり4シリングを支払う」こと、第III条「全ての荘園、土地、保有財産[・・・10分の1税Tythes・・・]、年利得yearly Profits、及び相続可能財産が、[修繕、税、教区税又はその他の諸負担を顧慮せずwithout respect to Repairs, Taxes, Parish Duties, or other Charges] その本当の年価値true yearly Valueのポンド当たり4シリングを支払う」こと、また第V条「(支払うべく指定されたそれぞれの金銭額をよりよく査定、命令、賦課、徴収するため、また本法をより効果的に執行するため・・・以下で言及されるカウンティ、市、バラ、町、場所の) 委員が指名される」こと等を規定する。

その上で、借入条項として、第LIV条「人は本法に基づいて両陛下に年間7%で金銭を貸し付けてもよい」ことを規定し、また第LVIII条「法律3 Will. & Mary, c. 6 [= 前会期の四季每人頭税法] に基づいて借り入れられた£735,391.18s.5½d.を超過しない金銭が本法の信用に移される」ことをも規定している。更に特定の割当条項としての第LIX条「本法下に賦課される金銭からは、(1) (前記の£735,391.18s.5½d.を別にして) 借入に基づいてと同様に、本法によって賦課され支払われる金銭から、£700,000の金額が陛下の海軍に仕える将校と水兵への支払い、海軍に支給される備品と糧食の支払い、海軍に関する兵站部の経費、及び海軍のその他の必要な用途に割り当てられること、(2) その他すべての金銭が陛下の地上軍と陸軍の支払い、陸軍軍需品の支払い及び本戦争に付随するその他の費用の支払いに割り当てられ、「その他に割り当てられない」」ことを規定している。

税収面での結果についていえば、このいわゆる「ポンド当たり4シリングの援助金」(First 4s. aid for 1693)の結果は、£1,922,712.19s.4.5d.⁵⁸⁾であったので、このポンド当たり税率による援助金譲与が、以後、対フランス戦争中継続されていくことになるのである⁵⁹⁾。

57) An Act for granting to Their Majesties an Aid of Four Shillings in the Pound, for One Year, for carrying on a vigorous War against France (4 Will. & Mary, c.1) .

58) Cf. A. Browning, ed., *op. cit.*, p. 340.

59) この「£当たり4シリングの譲与金」は「地租」land taxと呼ばれるようになったのであるが、それは「それが間もなく殆ど全く土地所得にかかった」からである。Cf. W. R. Ward, *op. cit.*, p. 7.

(5) 1693年1月26日「追加的消費税」法 (= トンチン年金創設関係法) の成立

同法成立直後の1月23日、貴族院で、もう1つの法案たる「議定費法案：消費税」の第1読会が読まれ、翌24日、第2読会後に全院委員会に付託され、「修正なしに前記法案を通過させた」旨のその報告を受け、26日、第3読会後に「通過すること」を議決した。こうして、同日、国王が貴族院に出席し、庶民院議長が「消費税法案に関連して短い演説をした」後に、裁可をうけて、同法案が成立したのである。

本法、正式には、「フランスとの戦争遂行のため、1,000,000ポンドの金額を任意に貸し付ける人々に本法で一定の報酬と利益を確保するため、ビール、エールその他の酒類に対する一定の消費税を両陛下に譲与するための法律」⁶⁰⁾では、前掲拙稿でも結論的に言及したように⁶¹⁾、庶民院が「フランス国王に対する現下の戦争を遂行するために、陛下が要する多額の必要な経費を認め、また陛下の臣民にとって最も苦痛でないような方法」(= 従来よりも長期の借入)で、その経費を支給することを欲し、「それ故に、前記戦争を遂行するために、1,000,000ポンドの金額を超えない金銭額を・・・任意に貸し付けて陛下の財務府に支払うような人々の鼓舞のため」(最初の制定する条項)、1693年1月5日から99年間、ビール、エールその他の酒類に対する追加的消費税が譲与される(第II条)。この税は本法で言及される「諸目的のための資金」にされる(第VI条)。

続いて原住民と外国人は1693年5月までに1,000,000ポンドの金額に応募することを勧められる。(1,000,000ポンドの全額が応募=貸し付けられる場合)資金から年間£100,000が配分され、応募者は応募=支払いの日と1693年6月24日の双方から1700年6月24日まで、10%を受領する。この期日以後、年間£70,000のみが配分され、その金額は次のように分割される。すなわち、£100の応募者は彼が指名するいずれかの人の生存中1株を受領する、そして生存者たちは7人の被指名者が残るまでその利益を得る、その時、各人の死の際にその年金は終わる。もしもこの1,000,000ポンドの全額が貸し付けられなかったならば、応募者たちは、£70,000の年金のうち、貸し付けられた金額に比例するような部分を支払われることになる(第VII条以下)。この方法はイングランド最初の「トンチン年金」First English “Tontine”⁶²⁾と呼ばれ、その条件が応募者には有益であったとしても、本法は、続いて、「もしも、1,000,000ポンドの全額が1693年5月までに調達されない」場合、生存者権に基づいて応募する人はそれを「単一の14%終身年金」an Annuity of £14 per Cent. For Lifeに変えてもよいという、選択肢をも規定している(第XIII, XXIII条)。今や10%のみならず、14%という高利率が必要になっていた。

その結果についていえば、トンチン年金の条件で調達された金額は£108,100(1700年6月24日までに£10,810、またその後£7,567の年金を含む)のみであったのに対して、単一終身年金Single Life Annuityで貸付けられた金額は、実に£773,393.14s.2d.であり、結局、後者がより人気のある投資形態であることがわかった⁶³⁾。

ともあれ、本法により、議院が起債を承認し、その利払いを保証した最初の「国債」が創設されるに至ったのである。

60) An Act for granting to Their Majesties certain Rates and Duties of Excise, upon Beer, Ale, and other Liquors, for securing certain Recompenses and Advantages in the said Act mentioned to such Persons as shall voluntarily advance the Sum of Ten Hundred Thousand Pounds, towards carrying on the War against France (4 Will. & Mary, c.3) .

61) 前掲拙稿『「会計年度」と財政民主主義(II)』, 55~56頁。

62) *National Debt. History of the Earlier Years of the Funded Debt, from 1694 to 1786*, pp.3,45.

(6) 対フランス戦争遂行の追加的議定費(調達)決議と3月14日商品への追加的賦課金譲与法の成立

続いて、本会議は、強力な対フランス戦争遂行のため両陛下に譲与される議定費を調達するための財源を審議することを付託された全院委員会からの報告について、更に審議を再開して、1月26日、一定の商品への賦課金を決議した⁶⁴⁾、また翌27日にも一定の商品への賦課金を決議した⁶⁵⁾、そして「前記諸決議に基づいて法案を作成し上程すること」を命じた。これを受けて、翌2月13日、「議定費法案：商品への賦課金」として、法務長官が「商品に対する一定の追加的賦課金を両陛下に譲与する法案」を提出し、その第1読会が読まれ、翌14日、第2読会が読まれた後、全院委員会に付託された。24日、第3読会を読まれて庶民院を通過し、3月1日には、修正なしに貴族院も通過した。そして14日、国王が貴族院に出席し、庶民院議長が「金銭諸法案に関連して短い演説をした」後に、裁可を受けて、表1-5に表示したように、同法案が(抗命処分法案及び人頭税関係法案とともに)成立した。

同法、正式には、「フランスとの戦争遂行のため、幾つかの商品に対する一定の追加的賦課金を両陛下に譲与するための法律」⁶⁶⁾では、借入条項としての第XV条「£510,000のための信用条項」は、人が本法の信用にもとづいて、総額で£510,000の金額を超過しない金額を両陛下に貸し付けて、年間8%を超えない利子を受領してもよいことを規定している。借入利子としては8%が必要であった。更に特定の割当条項として、第XX条「本法及び[1693年1月20日に成立し、特定割当条項を規定する]前述法律1号を除いて本会期のその他の法律によって調達される金銭から、£1,226,516が海軍[具体的には、従来の規定のように、将校と水兵への支払い、備品

63) 付言しておくならば、調達すべく意図された£1,000,000の全額のうち残りである£118,506.5s.10d.の金額は、表1-6に記載したように、1694年2月8日に制定された「[フランスとの戦争遂行のため、1,000,000のポンド金額を任意に前貸したような人々に、本法で言及される前述法律で一定の報酬と利益を確保するため、ビール、エールその他の酒類に対する一定の消費税を両陛下に譲与するための法律」と題された以前の法律によって調達される金銭の不足を支給するための法律」An Act to supply the Deficiency of the Money raised by a former Act, intituled, An Act for granting to Their Majesties certain Rates and Duties of Excise, upon Beer, Ale, and other Liquors, for securing certain Recompenses and Advantages in the said Act mentioned to such Persons as shall voluntarily advance the Sum of Ten Hundred Thousand Pounds towards carrying on the War against France (5 Will.& Mary.c.5)によって、同じく「単一終身年金」によって調達されたのである。Cf. *Ibid.*, p.3.

64) 具体的にいえば、1「両陛下治世2年以前に同一物を支払う消費税と関税に加えて、2シリングが通常並みの強度のブランデー又は蒸留酒と呼ばれる蒸留酒又はブランデーの1ガロン毎にevery Gallon of Strong Water, Aquavitæ, or Brandy, commonly called Single Brandy, or Strong Waters賦課されること」、2「両陛下治世2年以前に同一物を支払う消費税と関税に加えて、4シリングが通常標準強度の2倍のブランデーと呼ばれる蒸留酒又はブランデーの1ガロン毎にevery Gallon of Strong Water, Aquavitæ, or Brandy, commonly called Double Brandy, above Proof 賦課されること」、である。

65) 具体的にいえば、1「(今税率書Book of Ratesで賦課されるものに加えて)5シリングの追加税が、1692年12月25日以後輸入される塩(魚の保蔵処理に使用されるような塩以外)の1大皿毎every Weigh of Salt (except such Salt as shall be used in the Curing of Fish)に対して；また質での上下に比例して、賦課されること」、2「(今税率書で賦課されるものに加えて)2シリングの追加税が、1692年12月25日以後輸入される精製絹の1ポンド毎にevery Pound of Silk, wrought賦課されること」、3「(今税率書で賦課されるものに加えて)5ポンドの追加税が、1692年12月25日以後輸入される全ての種類の染料用木材(ギニアからの赤色染料木材Redwood from Guinea, 染料用薬品Drugs, ログウッド染料Logwood以外)の価額で100ポンド毎 every Hundred Pounds Value of all Sorts of Dying-wood に対して、質の上下に比例して賦課されること」、である。

66) An Act for granting to Their Majesties certain additional Impositions upon several Goods and Merchandize, for the prosecuting the present War against France (4 & 5 Will.& Mary.c.5).

と糧食の支払い、海軍に関連する兵站部の費用、及びその他海軍の必要な用途]に割り当てられる」こと（そして「その他に割り当てられない」こと）を、今や、そのように割り当てられる金銭を他の用途に流用する陛下の収入部、財務府、海軍又は兵站部に属する「役人」に対する「罰則」（具体的には、役職の喪失）とともに規定している。

同法等の成立により1693年度予算審議が完了し、会期が閉会されたのである。

Ⅶ 総括：名誉革命後における予算審議の歴史的位

最後に、以上の名誉革命後イングランド議会における予算の審議過程に関する考察を踏まえて、庶民院の財政統制の観点から、年度毎予算審議の進展如何を概括しつつ、名誉革命後における予算審議の歴史的位について指摘して、結びとしたい。

(1) まず、1689年度予算審議について

1、名誉革命(=新国王と女王の即位)後、国王は1689年2月18日の「勅語」で、またより具体的には3月8日の「勅語」で両院宛に援助要求をした。

2、これを受けて庶民院では、即位に伴う「国王収入」について、前国王ジェームズ2世期の収入、支出会計を要求したうえで平時に「年間£1,200,000の収入」を設定=議決した。更に、新たに民事統治支出と防衛支出を別々に見積もるために、1689年度海軍歳出予算[合計£1,128,140]の提出を要求したうえで、平時の海軍、陸軍、兵站部の割当必要額[合計額£588,680]を議決した上で、4月20日、いわゆる「シビル・リスト」としての年間£600,000とともに、海軍議定費£700,000を議決した。

3、この海軍議定費£700,000を調達するため、庶民院の上奏文に基づく5月7日の対フランス戦争宣言後の6月22日、[従来の特定金額の「割当」による援助金譲与と異なるところの]、「王国の必要な防衛のため」、「1年間、ポンド当たり12ペンスの援助金」譲与法が成立した。同法では人的財産の年価値、役職、土地等の年価値に対する「ポンド当たり12ペンスの援助金」が規定されるとともに、借入条項も規定された。税収結果は£496,108であった。

こうして、「革命」後、1689年度海軍「歳出予算」の提出とそれに対する「1年間、援助金譲与法」の制定という年度毎の予算審議が開始したのである。

4、今1つ、3月8日の「勅語」を受けて、3月22日、庶民院はアイルランド鎮定の議定費[合計額約£411,747]を議決し、それを調達するため、「即金を調達する最も迅速で効果的な方法」として、5月1日、「アイルランドを鎮定するため」、人頭税法が成立した。同法では人的財産と公的役職に対する課税等を規定するとともに、£300,000を超過しない金銭の借入条項も規定された。税収結果は£288,438であった。同法に続いて、「継続する限り戦争費用に比例するような追加的援助金を支給する」べく、庶民院を通過した「追加的人頭税のための法案」については、貴族院が「貴族」の自己課税権を主張して修正条項を追加し、それに対して庶民院(仮議会)がいわば審議技術的観点=理由から同意しなかったため、結局、放棄せざるをえなかった。

(2) 続いて、1690年度予算審議について

1、1689年10月19日の「勅語」で国王は「次年度のための戦争費用」の迅速な決定を求めた。

2、これを受けて庶民院は、陸軍、海軍及び兵站部の1690年度計算書=歳出予算の提出[金額不明]を求めた上で、11月2日、アイルランド鎮定と対フランス戦争遂行のため、£2,000,000の

金額を超えない、いわゆる「信用議定費」を議決した。

3. この議定費を調達するために、「現在金銭を調達する最も迅速で効果的な方法として」、£1,400,000を超えない金額を土地に賦課するべく議決し、12月16日、「1年間、ポンド当たり2シリングの援助金」譲与法が成立した。同法では人的財産の年価値と公的役職の利得に対する課税等を規定するとともに、借入条項、加えて£400,000の海軍への特定の割当条項をも規定した。税収結果は£1,015,732であった。また同法の担保での短期借入合計は£606,057であった。

4. 同法成立後、庶民院は、£1,400,000を超えない金額を調達するためには不十分であるとわかったので、追加決議して、翌1690年1月16日、「1年間、ポンド当たり12ペンスの追加的援助金」譲与法が成立した。同法では追加的援助金を規定するとともに、借入条項も規定された。税収結果は£507,866であった。

5. 続く3月21日、「選挙」後の新議会の「勅語」で国王は、アイルランド鎮定と対フランス戦争遂行のため、国王収入(財源)設定とともに、議定費について「即金」調達のため「信用資金」をも要求した。

6. これを受けて庶民院は、対フランス戦争遂行とアイルランド鎮定のための議定費の譲与を議決したのち、具体的には国王収入(財源)について、議定費調達のための(借入)担保条項付きで「一時的消費税」の生涯間譲与と「トン税・ポンド税の臨時税」の4年間みの譲与を議決した。その上で、対フランス戦争遂行とアイルランド鎮定のための£1,200,000を超えない金額の「信用議定費」を議決した。それに基づいて£1,200,000の残りである£200,000の金額の調達のため人頭税が議決された。

7. こうして、4月23日に、貴族院での「貴族」の自己課税権に関する修正付きで人頭税法が成立し、同法は人的財産と公的役職に対する課税等を規定した。同日成立した「一時的消費税」関係法では、同税をアイルランド鎮定と対フランス戦争遂行のため、£250,000のための「信用資金」にするべく、今や8%という高利子によって「即金」として借入=調達することが規定=企図された。また5月2日成立した「トン税・ポンド税の臨時税」関係法でも、同税を£500,000の信用資金にするべく、同様のことが規定された。

かくして、革命後の今や、従来の査定税や人頭税という直接税に加えて、対フランス戦争遂行とアイルランド鎮定のため議定費の即金での必要性により、1690年度には国王収入(財源)としての「一時的消費税」と「トン税・ポンド税の臨時税」という間接税に、税収を先取りしての短期借入制度が拡大されるに至ったのである。

(3) 次に、1691年度予算審議について

1. 1690年10月2日の「勅語」で国王は、特に「庶民院議員達」に向って議定費を要求したのであるが、このことは庶民院による議定費の排他的譲与原則の漸次的実現を反映する慣行の開始として注目される。

2. これを受けて庶民院は、王命により提出された陸軍歳出予算[合計£1,910,560]と海軍歳出予算[合計£1,910,560]を審議したのち、海軍議定費として£1,791,695を超えない金額と陸軍議定費£2,294,560[将官費含む]を議決した。こうして歳出予算額に対応した議定費金額が議決されたといえるのであるが、今や、その合計額は実に£4,086,255に達した。

3. この議定費を調達するために、11月10日、[従来の特定の調達額の「割当」による援助金譲与に戻り]「フランスと強力で戦争遂行するため」、「1,651,702ポンド18シリングの援助金」譲与法が成立した。同法では「割当」を規定し、また借入条項とともに、£1,000,000の海軍への厳格な特定の割当条項も規定した。税収結果は£1,613,747.9s.1d.であった。

4, 同法成立後の11月25日, 国王は新たに「議定費に関する勅語」の中で特に「庶民院議員達」に向って追加的議定費を要求した。

5, これを受けて庶民院は, [陸軍・海軍議定費合計額たる] £4,086,255の金額を超えない金額の残額を調達するため, 4年間, 追加的消費税譲与を議決し, 1691年1月5日, 追加的消費税関係法が成立した。同法では税収の3分の2を担保として£1,000,000を超過しない金額の借入条項が規定された。さらに, 割当条項として, (1) 同法によって賦課され支払われる金銭から£700,000の海軍への割当にとどまらず, (2) 本法又は本議国会期の同様な援助金又は議定費を譲与するその他の法律によって賦課され支払われる金銭から, (本法及び先の「1,651,702ポンド18シリングの金額」譲与法以外に) £1,500,000の金額の地上軍と陸軍への割当, 更に (3) その他すべての金額の, 対フランス戦争遂行とアイルランド鎮定と前記戦争の理由による負債の支払への割当が, どんなものであれその他の用途又は目的に割り当てられないことともに, 規定された。

かくして, 革命後の今や, アイルランド鎮定及び対フランス戦争のための多額の議定費調達のために, 会期末に成立する議定費譲与法たる, 4年間に限定しての追加的消費税譲与法において, £1,000,000もの借入条項が規定されるのみならず, 同法と同時に同会期のその他の援助金又は議定費法によって支払われる金銭すべてをも厳格に割り当てる, 包括的な特定の割当条項が規定されるに至ったのである。

(4) 続いて, 1692年度予算審議について

1, 1691年10月3日の「リメリック条約」締結(=アイルランド鎮定完了)後の22日, 「勅語」の中で国王は, 一昨年度までのように「貴族と庶民院議員達」に向かって, 対フランス戦争遂行のための海軍と陸軍を要求した。

2, これを受けて庶民院は, 対フランス戦争遂行のための議定費譲与を議決し, 続いて同院の要求により提出された1692年度の海軍歳出予算[合計£1,855,054], 陸軍歳出予算[合計£1,805,671], そして今や, 兵站部歳出予算[合計£254,603]を審議した。その総計は£3,915,328である。

3, 続いて, 対フランス戦争遂行のための議定費調達(財源)の議決を受けて, 12月31日, [[割当]による援助金譲与として]「フランスとの強力な戦争遂行のため」, 「1,651,702ポンド18シリングの援助金」譲与法が成立した。同法は「割当」を規定するとともに, 借入条項, そして£1,000,000の海軍への特定の割当条項をも規定した。税収結果は£1,613,874.13s.5d.であった。

4, 同法成立後, 翌1692年1月4日の(実に£1,935,787.16s.3d.を超えない金額の)対フランス戦争遂行の地上軍議定費(調達)財源の議決をうけて, 2月24日, 「フランスとの強力な戦争遂行のため」, [従来の単一人頭税と異なる]「1年間, 四季每人頭税」法が成立した。同法では四季毎の譲与等を規定するのみで, [従来のように人的財産や公的役職に対する課税規定がなく], また借入関係条項において, (1) 税収が[調達するべく意図された]£1,341,700に達しない場合, その不足額を財務府の信用一般に基づいて借り入れうること, (2) その借入額と利子を次[年度]の援助金から返済することを規定していたことが注目される。

5, この四季每人頭税の税収結果は, 僅かに, £579,178.11s.2.5d.のみであり, こうして次年度には新たな援助金又は借入方策が検討=提案されてくるのである。

(5) 最後に, 1693年度予算審議について

1, 1692年11月4日の「勅語」で国王は, 一昨年度に続いて, 特に「庶民院議員達」に向って

対フランス戦争のための議定費を要求したのであるが、以後これが慣例化してくるのである。

2, これを受けて庶民院は、対フランス戦争遂行のための議定費譲与を議決し、続いて同院の要求により25日に一緒に提出された1693年度の海軍歳出予算[合計£2,077,216]、陸軍歳出予算[合計£2,127,851]、兵站部歳出予算[合計£739,886]を審議した。総計は実に£4,944,953である。そして海軍議定費(兵站部費含む)£1,926,516.10s., 陸軍議定費(兵站部費含む)£2,090,563.19s. 6d.を超えない金額の譲与を議決した。この総計も実に約£4,017,080である。

3, この議定費の(調達)財源について、[再度、ポンド当たり税率による援助金譲与に戻り]地租(=ポンド当たり4シリング援助金)と借入(=£1m.のトンチン年金公債創設)に関する決議の後、それを受けて、「議定費法案：地租」と「議定費法案：消費税」が上程され、庶民院を通過して貴族院に送付された。

4, 貴族院は地租法案に対して「貴族が自らその役職と人的財産を査定し、またそれ自身の徴収者を指名する」旨の但書条項を追加=修正して庶民院に返付したのであるが、「(選挙)後の」庶民院は今や「国王に議定費を譲与する権利は、憲法の本質的部分として、庶民院のみに存する・・・本法案に加えられたところの貴族院によって返付された条項はそれの明白な侵害である」と断固として議定費を譲与する権利を主張したので、結局、貴族院は「当該条項を取り消す」旨を決議した。こうして、1693年1月20日、「フランスとの戦争遂行のため」、1年間、「ポンド当たり4シリングの援助金」譲与法(=地租法)が成立した。

こうして、「革命」後の1693年「地租法」の成立に至って、「対フランス=ファルツ継承戦争」遂行のための議定費の増加による、庶民の譲与金の審議と譲与の会議としての「庶民院」の譲与権限の強化の故に、「立憲王政」の物的基礎をなす予算の審議機構の面で、封建王政以来の「貴族」身分の譲与金の審議と譲与の会議としての「貴族院」の独自の自己課税機能が剥奪され、庶民の譲与金の審議と譲与の会議としての「庶民院」の機能の下へ包摂=一元化されるに至った⁶⁷⁾。ここにおいて、「革命」による「立憲王政」が物的基礎の面から「成立」したといえるのではあるまいか⁶⁸⁾。

さて、同法では(1)人的財産の年価値、(2)役職又は雇用の俸給又は利得、(3)土地等の年価値に対するポンド当たり4シリングの援助金を規定するとともに、借入条項が規定され、更に割当条項として、(1)本法によって賦課され支払われる金銭から、£700,000の海軍への割当にとどまらず、(2)その他すべての金銭の地上軍と陸軍への割当を、「その他に割り当てられない」こととともに、規定した。この「ポンド当たり4シリングの援助金」の税収結果は、£1,922,712.19s.4.5d.であったので、このポンド当たり税率による援助金譲与が、以後、対フランス戦争中継続されていくことになった⁶⁹⁾。

5, 続いて、もう1つの法案たる「議定費法案：消費税」は修正なしに貴族院を通過し、こうして1793年1月26日、「フランスとの戦争遂行のため」、「追加的消費税」法(=トンチン年金創設関係法)が成立した。

こうして、同法により、議会在起債を承認し、その利払いを保証した最初の「国債」が創設されるに至ったのである。

67) これに先立ち、「聖職者」身分の場合、すでに1660年「王政復古」後の1665年「議定費法」の成立に至って、「第二次オランダ戦争」遂行のための議定費の増加による、俗人の譲与金の審議と譲与の会議としての議会(「庶民院」と「貴族院」)の譲与権限の強化の故に、カンタベリーとヨークの両管区=首都大司教区「聖職者会議」における独自の自己課税権能を最終的に剥奪され、議会(「庶民院」と「貴族院」)の下へ包摂=一元化されるに至ったことを指摘しておきたい。前掲拙稿「王政復古期イングランド議会における予算の審議過程」、158頁参照。

6、更に、同26日と翌日の対フランス戦争遂行のための追加的議定費(調達)決議を受けて、「議定費法案：商品への賦課金」が上程され、3月14日、「フランスとの戦争遂行のため」、一定商品への追加的賦課金譲与法が成立した。同法では£510,000の金額を超過しない金額の借入条項が規定された。更に割当条項として、本法及び「1693年1月23日に成立し、特定割当条項を規定する」「ポンド当たり4シリングの援助金」譲与法(=地租法)を除いて本会期のその他の法律によって調達される金銭から、£1,226,516の海軍への割当を、「その他に割り当てられない」とともに、今や、「罰則」付きで規定している。

こうして、会期末に成立する議定費譲与法における会期内譲与金の包括的な特定の割当条項

68) 庶民院による財政統制の観点から、「革命」後のイングランド「立憲王政」の成立について、以上のように把握した場合、その前史としての「封建王政」、それに続く「絶対王政」については、どのように把握しうるのであるか。

まず封建王政の場合、「1339年から、この[貴族院と庶民院の]分割が永続的なものと看做されてよい」(T.P.Taswell-Langmead)こと、加えて「[1337年までに]聖職者譲与金が「聖職者会議」Convocationのみでなされる慣行が確立した」(M.V.Clarke)という基本的史実に即して、経済史的観点からはイギリスの「封建的土地所有=封建制」は13世紀後半に「確立」したといえるのであるが、それを基礎として財政史的=国政史的観点からいえば(周知の1107年「ロンドン協約」に基づく、当時の国王と教皇による、いわゆる俗権と教権の2元的支配体制の下で)イングランドの「封建王政」は、その物的基礎をなす予算の審議機構の面から、俗人(「庶民」身分と「貴族」身分)の譲与金の審議と譲与の会議としての議会における「庶民院」と「貴族院」の分化=成立に加えて、「聖職者」身分の譲与金の審議と譲与の会議としてのカンタベリーとヨークYorkの両管区=首都大司教区「聖職者会議」の成立とともに、14世紀中葉に「完成」したと看做しうる。

続く「絶対王政」の場合、1540年「聖職者臨時税確認法」成立以来、常に「聖職者会議」で譲与された臨時税が議会制定法によって確認されるという基本的史実に即して、経済史的観点からはイギリスの「絶対王制」は1530年代に「確立」したといえるのであるが、それを基礎として財政史的=国政史的観点からいえば(今や、1534年「国王至上法」等による、国王の聖俗一元的支配体制の下で)イングランドの「絶対王政」は、その物的基礎をなす予算の審議機構の面から、俗人(「庶民」身分と「貴族」身分)の譲与金の審議と譲与の会議としての議会(「庶民院」と「貴族院」)の下への、「聖職者」身分の譲与金の審議と譲与の会議としてのカンタベリーとヨークの両首都大司教区「聖職者会議」の服従化とともに、16世紀中葉に「完成」したと見做しうるのである。前掲拙稿「王政復古期イングランド議会における予算の審議過程」、153-154頁参照。

ところで、イギリスにおける「封建王政」、「絶対王政」(更には「立憲王政」)について以上のように把握しうるとするならば、大陸ヨーロッパのフランス、ドイツ、更にはオーストリア等におけるそれはどのように把握しうるのであるか。例えば、同じく12世紀初頭における叙任権闘争決着による俗権と教権の2元的支配体制の下で、それぞれの「封建王政」乃至「封建領邦君主政」はどのような財政=統治機構をもって、14世紀に「完成」されてくるのであろうか。また同じく16世紀における宗教改革による俗権と教権の2元的支配体制再編の有無とその程度如何を含めて、それぞれの「絶対王政」乃至「絶対領邦君主政」はどのような新たな財政=統治機構をもって、17世紀に「完成」されてくるのであろうか。言うまでもなく、イギリスとはそれぞれ異なる財政=統治機構をもって完成されてくるのであるが、それは何故であらうか。またそれは何を意味しているのであろうか。

イギリス史の観点からいえば、この両者の相違は、端的には、イギリスにおける(1)「庶民院」と「貴族院」の分化=成立、及び(2)「聖職者会議」の成立という2つの史実の同時存在と大陸ヨーロッパにおけるその同時欠如であるが、この点は、従来のわが国の西洋史研究においては明確には自覚されてこなかった。その意味ではわれわれ歴史学徒にとっての「盲点」であったのではあるまいか。このような「盲点」の解消はイギリス史と大陸ヨーロッパ史の比較史的研究の座標軸を明確にすることによって、とりわけ、今日求められている財政史的=国政史的観点からの、真の比較史研究を可能にするであろう。

なお、関連していえば、2001年「9・11」事件以来の世界事象は、われわれ西洋史学徒に対しては、西欧キリスト教世界における独自の「聖職者」身分の歴史的意味を解明する課題を提起しているといえるのであるが、このような観点から、とりわけ、関口武彦「聖職者独身制の形成—教皇改革の理解のために—」『歴史学研究』No.754.2001年10月は、特に注目に値する成果ではあるまいか。

の規定も定着するに至ったといえよう。

このように、名譽革命後に始まる、1689年度予算審議から1693年度予算審議に至って、(1)「軍事歳出予算」の提出と(2)それを受けての「1年間援助金譲与法」の成立という、基本的な年度毎予算審議過程が定着するとともに、封建王政以来の「貴族」身分の自己課税権能が剥奪されて、「ポンド当たり4シリングの援助金」(＝地租)が成立し、更には長期借入＝「国債」が創設されるに至ったことを確認しうる。以上の意味で、名譽革命後イングランド議会における予算の審議過程は、イングランド「立憲王政」をその物的基礎の面から「成立」せしめるとともに、続く近代的予算審議への道を基本的な面で掃き清めるという歴史的位を占めていたといえるのである。

69) 付言しておくならば、この1693年「ポンド当たり4シリングの援助金」譲与法(＝地租法)によって成立した「地租」は、1697年9月における「ライスワイク条約」締結＝「対フランス＝ファルツ継承戦争」終結の後に、周知のように、1698年4月2日に制定された「1,484,015ポンド1シリング11と3/4ペンスの援助金」譲与法(＝地租法)、正式には、「軍隊を解隊し、海兵に支払い、本法で言及されるその他の用途のため、1,484,015ポンド1シリング11と3/4ペンスの金額を陛下に譲与するための法律」An Act for granting to His Majesty the Sum of One Million Four Hundred Eighty-four Thousand and Fifteen Pounds, One Shilling, and Eleven Pence Three Farthings, for disbanding Forces, paying Seamen, and other the Uses therein mentioned(9 & 10 Will.III,c.10)によって、いわば「定着」してくるのである。